

人事よろず相談室

アドバイザーに聞く



田口 陽子

たくち社会保険労務士事務所
代表
特定社会保険労務士

短時間労働者に対する社会保険の適応拡大について

Q 今年の10月から、パートやアルバイトにも社会保険の適用が拡大されると聞きました。対象となる事業所の範囲や、対象労働者および今後の留意点等について教えてください。

A 平成24年8月に「年金機能強化法」が制定され、その主要項目の1つである「短時間労働者に対する社会保険の適用拡大」が今年の10月1日から施行されます。これにより、これまで厚生年金・健康保険などの被用者保険のメリットを受けられなかった短時間労働者も、一定の条件を満たせば社会保険に加入することが可能になりますが、一方で、労使双方の社会保険料の負担増などが懸念されるところです。

《解説》

◇当面の間は、適用拡大前の厚生年金保険の被保険者数が常時500人を超える、同一事業主（法人番号が同じであれば事業主が同一でなくても該当）の適用事業所が「特定適用事業所」とされ、適用拡大の対象となります。全従業員数ではなく、日本年金機構で把握している被保険者数が、直近1年のうち6ヶ月以上、500人を超えているかどうかで判断されます。特定適用事業所となる適用事業所は、日本年金機構からのお知らせを受け、特定適用事業所該当届や、対象となる短時間労働者の資格取得届等を行う必要があります。

◇新たに適用対象となる短時間労働者については、特定適用事業所に勤務し、勤務時間・勤務日数が常勤の4分の3未満で、次の①～④全てに該当する方です。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上（雇用保険の取扱いと同様です）
- ② 賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上（臨時に支払われる賃金や割増賃金、最低賃金に算入されない賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当など）は除いた額です）
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと（ただし卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務予定の方、休学中の方、定時制の学生などは被保険者となります）

◇厚生労働省の試算では、今回の適用拡大で新たに対象となる短時間労働者は約25万人で、そのうち約10万人は配偶者に扶養される国民年金第3号被保険者とされています。適用拡大後も引き続き収入が扶養の範囲内であっても、要件を満たせば被保険者となるため扶養から外れてしまう点に注意が必要です。定年後に短時間労働者として再雇用され、雇用保険のみに加入している60歳以上の方も、今回の対象に多く含まれていることが想定され、被保険者となった場合の在職老齢年金などについての説明も求められるかもしれません。

◇社会保険の適用拡大を受けた事業所の対応としては、特に何もしないという事業所と、短時間労働者の雇用のあり方などを今後見直すという事業所に分かれるようです。具体的な見直し内容としては、短時間労働者が社会保険に加入し、かつ手取り収入が増えるよう、労働時間の長時間化を図る、適用拡大要件にできるだけ該当しないよう、所定労働時間を短くしその分より多くの短時間労働者を雇用する、などが挙げられています。

◇今回「特定事業所」とならない事業所についても、適用拡大で被保険者になる「特定適用事業所」に勤める方を扶養している被保険者がいる場合は、被扶養者異動届の手続きが必要となる場合があり、注意が必要です。

◇適用拡大の対象事業所については、施行後3年以内に検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置を講じることが法律に明記されており、今後は中小企業も適用拡大の対象となる可能性もあります。パートタイマーなど短時間労働者を多く抱える宿泊業、飲食サービス業や小売業、製造業などをはじめとする全ての事業所が、短時間労働者の今後の雇用管理について検討する必要があるといえるでしょう。